

建設工事における調査基準価格及び最低制限価格の算出方法

調査基準価格、最低制限価格とも、次式のとおり算出します。

調査基準価格及び最低制限価格＝直接工事費の 100%＋共通仮設費の 90%＋現場管理費の 80%＋一般管理費等の 70%

※端数処理については次のとおりとする。

- (1) 直接工事費の 100%
 - (2) 共通仮設費の 90%
 - (3) 現場管理費の 80%
 - (4) 一般管理費の 70%
- 端数処理は行わない
- (1)～(4)の合計額：円未満を切り捨てる

※調査基準価格及び最低制限価格は、予定価格の 80%以上とします。したがって、上式で算出した金額が予定価格の 80%を下回る場合、調査基準価格及び最低制限価格は予定価格の 80%とします。

※解体工事の場合は、上式にかかわらず予定価格の 80%以上とします。

※機器費を含む工事の場合は、機器費と直接工事費の合計額に対する機器費の比率が 70%を上回る場合は、調査基準価格及び最低制限価格は設定しません。機器費の比率が 70%以下となる場合、調査基準価格及び最低制限価格は予定価格の 80%以上とします。